

草津市男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する要綱

草津市男女共同参画推進本部設置要綱（平成 9 年草津市告示第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「推進」を「取組」に改め、同条第 2 号中「計画の実施における関係部局間の」を「男女共同参画の推進に関する部局間の連携、」に改める。

第 3 条の見出し中「構成」を「構成および職務」に改め、同条第 3 項中「総合政策部長」を「他の副市長および教育長」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 本部員は、草津市庁議規程（平成 1 8 年草津市訓令第 2 号）第 3 条に規定する部長会議の構成員（市長、副市長および教育長を除く。）をもって充てる。

第 3 条に次の 3 項を加える。

5 本部長に事故があるときまたは本部長が欠けたときは、副本部長が第 3 項に掲げる順序により本部長の職務を行う。

6 本部長および副本部長ともに事故があるときまたは欠けたときは、総合政策部長が本部長の職務を行う。

7 本部員は、本部長の指示に従い、本部の事務に従事する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（幹事会）

第 5 条 本部会議の事務を補助するために、幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長および幹事で構成する。

3 幹事長は、総合政策部副部長（総括）をもって充てる。

4 副幹事長は、幹事長が指名する。

5 幹事は、草津市庁議規程第 1 1 条に規定する総括副部長会議の構成員（前項の規定により副幹事長に指名された者を除く。）をもって充てる。

6 幹事長は、幹事会を総括する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、または欠けたときは、副幹事長が幹事長の職務を行う。

8 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集する。

9 その他幹事会について必要な事項は、本部長が別に定める。

第 6 条から第 8 条を削り、第 9 条を第 6 条とする。

第 1 0 条の見出し中「その他」を「委任」に改め、同条を第 7 条とする。

付 則

この要綱は、令和 5 年 月 日から施行する。